

氏名(本籍地)	木原克司(兵庫県)
学位の種類	博士(学術)
学位記番号	博乙第67号
学位授与年月日	平成23年3月16日
学位授与の要件	昭和女子大学学位規則第5条第2項該当
論文題目	難波宮・京と宮都の歴史地理学研究

論文審査委員	(主査)	昭和女子大学教授	田畑 久夫
	(副査)	昭和女子大学教授	山本 暉久
		昭和女子大学教授	増田 勝彦
		立命館大学名誉教授	日下 雅義

論文要旨

本論文の主要な研究対象の1つである難波宮・京の考察にあたっては、難波宮・京が存続した7・8世紀の大坂平野の埋没微地形の復原が必要であると考え、その手法として大坂平野全域に埋没する当該時期の遺跡の標高を基に同時代の地形図を作成するという方法を採用した。序章では、特に上述した埋没微地形の復原が、歴史時代の空間組織の形成や動態の考察をめざす実証的歴史地理学研究に必要不可欠であることを論じた。第1章「歴史的景観復原の基礎としての微地形復原の方法と課題」は、序章を受けて、埋没微地形復原の基礎的な手法を紹介した、いわば本論文の総論的役割を担っている。続く第2章から第7章までは大きく2つの部分から構成されている。

すなわち、前半の第2章から第4章では、発掘調査によって明らかにされた遺跡における7・8世紀の建物、井戸、溝等の集落関連遺構や水田址、寺院跡、宮殿址等の検出面高度を中心として、それらに地盤沈下量を加算するという方法を用いて、等高線による当該時期の大坂平野の微地形復原図を作成した。そして、その復原図をベースマップとして、発掘調査で検出された遺構・遺物、文献史料、空中写真等の検討を通して、難波京や京の規模、難波津、東大寺領荘園、主要河川の河道、古代摂津国と河内国の直線古道、条里地割などの当時の地表面上で展開された様々な歴史的事象について考察した。

後半の第5章から第7章では、わが国の宮都構造の変遷を考える上で重要な位置を占める難波宮・京の検討を基盤に据えて、7・8世紀にかけての日本の宮都の類型化と其中での前期難波京・京の位置づけ、わが国条坊制都城の成立とその系譜や中国・朝鮮・日本の東アジア三国における坊里制や条坊制の都城の出現とその政治的・社会的要因について考察を加えた。以上の各章の考察を通して明らかにし得た成果は以下の通りである。

第2章「古代大坂平野の微地形復原と歴史的景観」では、上町台地を含めた大坂平野全域の遺跡発掘調査報告書等から得られる遺跡の7・8世紀の生活面高度やボーリング柱状図から読み取れる同時代の推定生活面高度に地盤沈下量を加算した当該時期の標高値を基にして、汀線を含めた1mの等高線図を作成した。さらに、その等高線図上に空中写真の判断から得られた推定河道を復原して、7・8世紀の当該地域の地形図を完成させた。

第3章「難波宮と難波京の考察」では、難波宮の宮域や規模と造営年代や京内の道路規模等を明らかにすることができた。つまり、長柄豊碓宮を含めた前期難波宮の宮域は、朱雀門の位置、宮の区画施設としての堀の発見や宮の南北二等分線と考えられる内裏南門の位置等から、東西約700m、南北774.2mの左右非対称の規模となることが確認出できた。

第4章「摂津、河内の条里制地割と直線古道」では、古代の摂津国や河内国に所属する住吉郡と丹比郡に位置する八尾、長尾、竹之内の3古道の間に現存する東西・南北方位の条里地割の施行年代について、古墳時代から奈良時代の集落遺構、地割や水田址などを基に具体的に検討した。

第5章「日本古代宮都・宮室の構造と諸類型」では、7・8世紀の日本の宮都を対象として、内裏、朝堂、大極殿や官衛から構成される宮都の中枢部の構造と変遷や条坊制都城の変遷について検討を加えた。その結果、日本の宮都は、各々規模と構造という2つの視点から、大きく非条坊型宮都と条坊型宮都に区分できることが明らかになった。

第6章「我が国における条坊制都城の構造と系譜」では、我が国の条坊制都城におけるこれまでの発掘調査の成果を基にして、諸京の間に見られる系譜について詳しく検討を行った。具体的には、政治や儀礼の場としての大極殿と、12の朝堂から構成される朝堂院は、藤原京から平城宮を経て平安京に継承されていること。また恭仁京から遷都後に、饗宴施設として利用されることになった後期平城宮の第1朝堂が、後期難波宮の五間門区画から長岡宮の朝堂院西方の建物空間を経て平安宮の豊楽院に継承されていることを見出した。

第7章「古代東アジアにおける条坊制都城の成立とその背景」では、従来の考古学、東洋史や日本史の種々の分野の研究成果に基づいて、中国、朝鮮、日本の東アジア三国における都城および宮都の構造とその政治的、社会的背景について文献史料を中心に分析し、坊里制あるいは条坊制都城の出現とその要因について考察した。その結果、東アジア三国における坊里制あるいは条坊制都城は、統一国家の出現と律令制度の整備に基づいた中央集権国家の成立を背景として成立するという確証を得た。すなわち、坊里制あるいは条里制都城では、皇帝、国王、天皇の内城（宮城）が京の中で隔絶した空間を占めるのに対して、王族、貴族、官人達には条と里あるいは条と坊により区画された方格の街区内と、それぞれの位階に応じて位置と広さを定めた宅地が班給され、皇帝、国王、天皇を頂点とする階層秩序が京・城という都市空間の中で視覚的および強制的に認識されることになったことが明らかとなった。

終章では、本論文で行った大坂平野の埋没微地形復原図の作成方法を再確認した後、各章の成果と今後の課題を述べた。